



重要事項説明書

高松市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス A）



株式会社こすもす
デイサービスセンターこすもす
高松市太田下町1868番地2

当事業所は介護保険の指定を受けています。

指定番号 第 3770111833号

当事業所はご契約者に対して高松市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス A（以下「通所型サービス A」という）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通りご説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1」と「要支援2」に認定された方、及び高松市のチェックリスト該当の事業対象者である方が対象となります。
要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業所の目的及び運営方針

(1) 事業所の目的

事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という）が、要支援にある高齢者等に対し、適正な通所型サービス A を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の通所介護従業者は、要支援状態の心身の特性を踏まえて、ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、更に利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	高松市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス A） 指定 高松市 3770111833号
(2) 事業所の名称	デイサービスセンターこすもす
(3) 法人の種類	株式会社
(4) 代表者名	綾田 喜一郎
(5) 事業所の所在地	香川県高松市太田下町1868番地2
(6) 電話番号	087-864-5552
(7) 管理者氏名	刈谷 誠
(8) 開設年月日	令和6年4月1日
(9) 利用定員	月～金 1単位15人 2単位55人 3単位15人 (ただし、土曜日は2単位のみ55人、日曜日は2単位のみ35人)

※事業所の利用定員は通所介護、介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス A を合わせたものとする。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 高松市
- (2) 営業日及び営業時間
- | | |
|----------|----------------------------|
| 営業日 | 年中無休 |
| 受付時間 | 毎日 午前 8 時 30 分～午後 6 時 |
| サービス提供時間 | 毎日 午前 9 時 30 分～午後 3 時 35 分 |

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に通所型サービス A を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況)

職 種	配 置	指定基準
1. 管理者	1 名以上	1 名
2. 生活相談員	2 名以上	2 名
3. 介護職員	17 名以上	17 名
4. 看護職員	2 名以上	2 名
5. 機能訓練指導員 (看護職員が兼務)	4 名以上	4 名

(主な職種の勤務体制)

職 種	勤務体制
1. 生活相談員	勤務時間 8:30～17:30 ☆原則として日に 1 名以上の生活相談員が勤務します。
2. 介護職員	勤務時間 8:30～17:30 ☆原則として職員 1 名あたりご利用者様 5 名のお世話をします。
3. 看護職員	勤務時間 ①8:30～16:00 ②8:30～15:35 ☆原則として各単位に 1 名以上の看護職員が勤務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から支給される場合
- (2) 利用料金の金額をご契約者に負担させていただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、通常 9 割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。(トイレへの誘導・お声かけ・オムツ交換等個々に応じて行う)

② 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

※ 当施設の設備、器具の利用においては、必ず職員にお声をかけてください。

③ 送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

※ 送迎時間については事前に相談し連絡いたします。交通事情等で、通常の送迎時間と異なる場合がありますのでご理解ください。

〈サービス利用料金 (月額)〉

下記の料金表によって、ご利用者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額 (自己負担額) をお支払いください。(上記サービスの利用料金は、ご利用者の介護度により異なります。)

1 回あたり	要支援 1 / 事業対象者 1	要支援 2 / 事業対象者 2
	週 1 回 月 5 回まで	週 2 回 月 10 回まで
1. ご契約者の要介護度とサービス基本利用料金	3,780 円	3,780 円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,402 円	3,402 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	378 円	378 円

- ・ご利用者が未だ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただきます。介護認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)
また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者様が保険給付申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。
- ・地域区分により高松市が 7 等級 (単価 10.14) に該当することから、実費を除く総額に 1.4% を乗じた額 (1 円未満切り捨て) が利用者負担額になります。
- ・高松市要綱上の額に対し介護保険負担割合証に記載の割合に講じた額をお支払いいただきます。

- ・施設内での金銭及び食べ物等のやりとりはご遠慮ください。また、職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。

(2) 介護保険の給付対象額とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

(サービスの概要)

① 食事の提供（食材料費）

ご利用者に提供する食事の材料に係る費用です。

料金：1回あたり 800 円

② レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：レクリエーションの内容によっては、別途実費をいただく場合がございます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等をご契約書の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

オムツ代（パンツ式）：100 円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は1か月ごとに計算し、ご請求しますので以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口で現金支払い

イ. 口座振替による自動お引き落とし

ウ. 下記指定口座への振込み

[百十四銀行 太田支店 普通口座 0843901]

名義：株式会社こすもす 代表取締役 綾田 喜一郎

(カブシキガイシャコスモス ダイヒョウトリシマリヤク アヤダ キイチロウ)

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により通所型サービス A の利用を中止又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

尚、キャンセルのご連絡が当日の場合は食材にロスが出る関係上、お食事代金をいただきます。

- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者・ご契約者に提示して協議します。
- ③ 健康上の理由による中止
 - ・感染症及び体調不良の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
 - ・ご利用中に体調が悪くなった場合、保証人に連絡のうえ適切に対応します。

6. 事故発生時の対応について

- (1) 事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 貴重品の紛失事故を予防するためにも、多額の現金、通帳、貴金属等の貴重品の持参はご遠慮ください。やむを得ない事情により持参される場合は、事務所で預かりますので職員まで申し出てください。申し出がない場合は自己責任となるまでご了承ください。
- (3) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。また、事業所において損害賠償保険に加入しています。

7. 個人情報の保護

(1) 秘密保持の厳守

事業所及びすべての従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び保証人等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は雇用契約終了後も同様といたします。

(2) 個人情報の保護

- ① 事業所は、自らが作成または取得し、保存している利用者などの個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、事業者の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。
- ② 事業者は、法令規則により公的機関あて報告が義務付けられているもの、及び緊急の場合の医療機関等への利用者の心身等に関する情報提供、その他利用者が「個人情報の利用に関わる同意書」にて予め同意しているもの以外に、利用者及びご家族の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（相談者） 刈谷 誠

[職名] 管理者

- 受付時間 毎週 月曜日～土曜日

9:00～17:30

(2) 行政機関その他の苦情受付期間

香川県国民健康保険団体連合会	所在地	香川県高松市福岡町 2-3-2
	電話番号	087-8922-7431
	※対応時間	平日午前 8 時 30 分～午後 5 時まで
高松市役所 介護保険課	所在地	香川県高松市番町 1-8-15
	電話番号	087-839-2337
	※対応時間	平日午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

9. 人権擁護と高齢者虐待防止法

事業所は利用者等の人権擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・ 事業所は、虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者・・・・・・・・管理者 刈谷 誠
- ・ 事業所は、虐待防止のための指針を整備しています。
- ・ 事業所は、従業者に対する身体拘束・虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行い成年後見人制度の利用を支援します。
- ・ サービス提供中に、当事業所の従業者又は擁護（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

10. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

身体拘束廃止に向けての取り組み

- ・ 事業所は身体拘束などの適正化の指針を整備します。
- ・ サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び保証人などに、提供ケアに関する説明書をもって説明し、同意を得ます。
- ・ 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど身体拘束等の適正化の取り組みを行います。
- ・ 身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

11. 居宅介護支援事業者等との連携

通所型サービス A の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

12. 衛生管理等

- (1) 通所型サービス A の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 通所型サービス A 事業所において感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

13. 業務継続計画の策定

(1) 感染症予防及び感染症の発生時の対応（衛生管理を含む）

- ① 事業所は、施設における感染症の発生または、食中毒の予防及びまん延防止のため必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携に努めます。

- ② 事業所は、感染対策の指針を整備し、感染症発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
- ③ 厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処などに関する手順に沿った対応を行います。

(2) 非常災害対策

事業所に災害に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害に関する取り組みを行います。

- ・ 防災の対応 : 消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに避難誘導にあたります。
- ・ 防災設備 : 防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ・ 防災訓練 : 消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業員及び利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ・ 事業所は、大地震などの自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

14. 反社会勢力の排除

- (1) ご利用者及びそのご家族が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員その他これらに準ずるもの（以下、「反社会的勢力」といいます。）又は反社会的勢力と密接な関係を有する者（以下、あわせて「反社会的勢力等」といいます。）、或いは刺青などにより他のご利用者やご家族、職員に不安を与える場合がある者に関して当社サービスの利用を拒否することがあります。
- (2) 当社サービスをご利用開始時にご利用者が反社会的勢力等であることが判明した場合は、サービスの利用を拒否することがあります。
- (3) 当社は、第2項により当社サービスのご利用を中心した場合に、ご利用者に損害が生じてこれを賠償若しくは補償いたしません。
- (4) 第3項の規定により当社サービスの利用を中止したことによって、当社に損害が生じた場合にはご利用者はその損害を賠償していただくことになります。

令和 年 月 日

高松市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス A）の提供の開始に際し、本書面に
基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンターこすもす

説明者名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、高松市介護予防・日常生活支援総合
事業（通所型サービス A）の提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

代筆者住所

氏名

附則

この重要事項説明書は、令和 6 年 4 月 1 日に施行する。